

2 用語解説

(1) 生産系列

① 経済活動別市内総生産（生産側）

一定期間内に市内の生産活動によって、新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示したものであり、産出額から中間投入額を控除したものに当たる。

② 固定資本減耗

建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。

なお、生産や固定資本形成などで、固定資本減耗を含む計数は“総”（Gross）、含まない計数は“純”（Net）を付して呼ばれる。

③ 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税とは、i 財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる租税で、ii 税法上損金算入を認められ、iii その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で所得・富等に課される経常税と区別される。

例としては、消費税、関税、酒税等の国内消費税、不動産取得税、印紙税等の取引税、事業税、固定資産税、企業の支払う自動車税などがあげられる。住宅（含む土地）に対する固定資産税も、帰属家賃の一部を構成するとみなされ生産・輸入品に課される税として扱われる。また、特定の公的企業における利益の一部も、財政収入を目的として徴収することから生産・輸入品に課される税に含まれる。

④ 補助金

市民経済計算上の補助金とは、i 企業に対して支払われるものであること、ii 企業の経常費用を賄うために交付されるものであること、iii 財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、の3つの条件を満たす経常交付金である。一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は補助金ではなく政府による他の種類の経常移転（他に分類されない経常移転）として扱われる。また、投資、あるいは資本資産、運転資産の損失補填のために産業に対して行われる移転は、補助金ではなく資本移転に分類される。

⑤ 総資本形成に係る消費税

消費税は事業者を納税義務者としているが、税金分は事業者の販売する財・サービスの価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担する税であり、市民経済計算では生産・輸入品に課される税に分類されている。

総資本形成（総固定資本形成及び在庫品増加）については、仕入税額控除できる消費税額は含まれていない。これは、課税業者の投資にかかる消費税は、他の仕入れにかかる消費税とともに、事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できるためである。こうした消費税の記録の仕方を修正グロス方式といい、市民経済計算ではこの方式が採用されている。

⑥ デフレーター

名目価額から実質価額を算出するために用いられる価格指数をデフレーターという。生産系列及び支出系列では、前年の価格構造をウェイトに用いて当年の実質値の伸び率を計算し、それを毎年掛け合わせるにより実質値を計算する連鎖方式を採る。

(2) 分配系列

① 市民所得および市民可処分所得

市民所得は、市民全体の現物社会移転を除く全ての経常収入（雇用者報酬、財産所得等の受取及び営業余剰・混合所得）のこと。市民可処分所得は、これから税金・社会保険料・年金給付などの財産所得以外の経常移転の受払を済ました手取りのことで、純粹に消費と貯蓄に充てられる所得を示している。

② 市民雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額をさす。雇用者とは、経済活動別を問わず、あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。

雇用者報酬は、具体的には以下のような項目から構成されている。

i 賃金・俸給

(i) 現金給与（所得税や社会保険料の雇用者負担等控除前）。一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与などの他に役員給与や議員歳費等も含まれる。(ii) 現物給与、自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃もこれに含まれる。

ii 雇主の現実社会負担

健康保険や厚生年金等の社会保障基金への負担金及び、厚生年金基金や適格退職年金等の年金基金への負担金。

iii 雇主の帰属社会負担

退職一時金等の無基金社会保険制度への負担金。

③ 財産所得（非企業部門）

財産所得とは、カネ、土地及び無形資産（著作権・特許権など）を貸借した場合、この貸借を原因として発生する所得の移転である。利子及び配当、地代（土地の純賃貸料）、著作権・特許権の使用料などが該当する。ただし、財産所得中の賃貸料には、構築物（住宅を含む）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれない。

④ 企業所得（企業部門の第1次所得バランス）

企業所得とは、営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類される。

⑤ FISIM

「間接的に計測される金融仲介サービス」の略で、通常の財貨・サービスの一つとして位置づけている。金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある（このような金融仲介機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課する。）。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、「FISIM」である。

(3) 支出系列

① 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

i 家計最終消費支出

家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）の新規の財貨・サービスに対する支出であり、同種の中古品、スクラップの純販売額（販売額－購入額）を控除する。

ii 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体の産出額から他部門に販売した額（財貨・サービスの販売額）と自己勘定による総資本形成（研究開発）を控除したものである。すなわち、対家計民間非営利団体の販売の収入は、生産コスト（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）をカバーし得ず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

② 政府最終消費支出

一般政府の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（財貨・サービスの販売額）と自己勘定による総資本形成（研究開発）を差し引いたものに現物社会移転（市場産出の購入）を加えたものを一般政府の最終消費支出として計上している。

③ 総資本形成

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）の支出（購入および自己生産物の使用）のうち中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫品増加からなる。

④ 総固定資本形成

民間法人企業、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計（個人企業）が新規に購入した有形又は無形の固定資産であり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）、⑤知的財産生産物（研究開発、コンピュータ・ソフトウェア）を含む。

⑤ 在庫品増加

企業が所有する製品、仕掛品、原材料や、卸小売業が所有する流通品といった棚卸資産のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものである。仕掛工事中の重機械器具、屠蓄や商品用に飼育されている家畜も含まれる。

このうち公的企業の在庫品増加は、食糧管理特別会計の麦等の原材料、資材、貯蔵品等の増減である。

⑥ 財貨・サービスの移出入（純）

財貨・サービスの市外との取引と直接購入から構成される。このうち直接購入とは、居住者（非居住者）による市外（内）市場での財貨・サービスの直接購入である。

⑦ 統計上の不突合

市内総生産は生産側と支出側で理論上は同額となるべきものであるが、実際の推計の上では、それぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、不一致が生ずる。この計数上の差額を統計上の不突合として支出側に計上し、生産側と支出側をバランスさせている。

⑧ 市民総所得

市内総生産に市外からの雇用者報酬および財産所得の純受取を加えると、市場価格表示の市民総所得が得られる。

(4) その他（付表、関連指標など）

① 営業余剰・混合所得

生産活動によって生み出された付加価値のうち企業の貢献分に対して分配されたもので、企業会計上の営業利益にほぼ相当する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得は存在しない。

② 生産者価格表示および購入者価格表示

生産者価格表示とは生産物を生産者の事業所における価格で評価しようとするものである。したがって、商品が需要者に至るまでの運賃やマージンはすべて運輸業や商業の生産とされ、個々の商品には加算されない。購入者価格表示とは、購入段階における市場価格で評価したものであり、個々の商品価格は運賃やマージンが含まれているものである。したがって、主として需要分析のための評価法である。

③ 市場価格表示および要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税（控除）補助金を含んだ価格表示のことである。一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗）による評価方法であり、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含まない価格表示のことである。

市民経済計算では、市内総生産、市民可処分所得は市場価格表示で、市民所得は市場価格表示と要素費用表示の両方で評価されている。

④ 帰属計算

帰属計算とは、市民経済計算の特有な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払が行われなかったのにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。例えば、家計最終消費支出には、帰属家賃や農家における農産物の自家消費等が含まれ、通常の家計簿ベースの支出より範囲が広がっているなど、市民経済計算の各項目をみる場合、その範囲には十分注意する必要がある。